

## ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

### ○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

### ○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

旅客施設及び車両等  
(福祉タクシーの基準を追加)



道路



路外駐車場



都市公園



建築物  
(既存建築物の基準適合努力義務を追加)

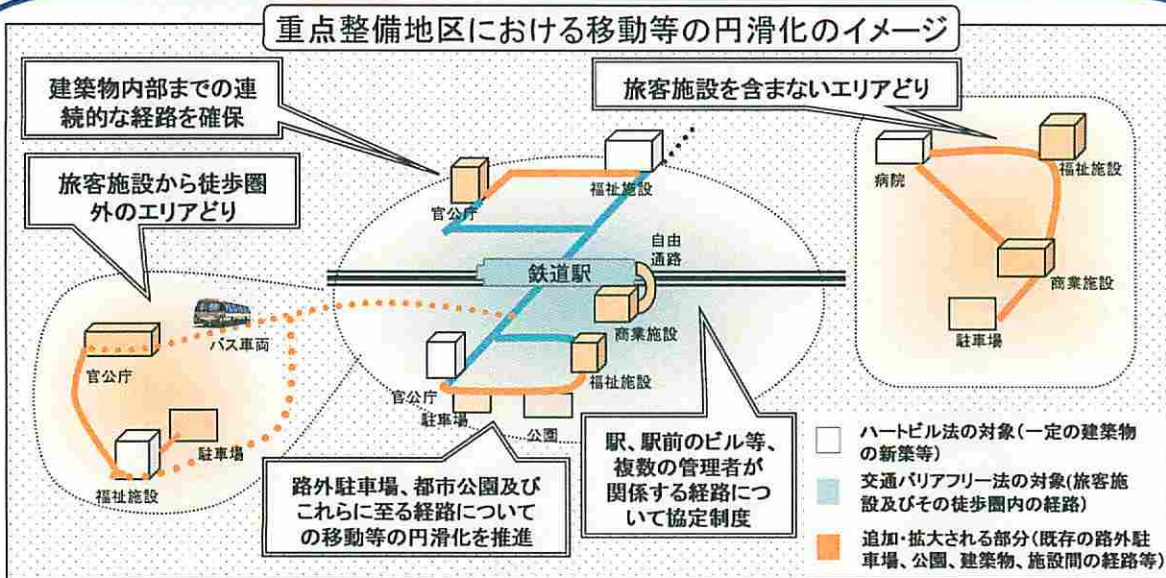


○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

### ○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

### ○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

## バリアフリー化の現状と目標

施設	バリアフリー化の内容	バリアフリー化率	
		現状(H16)	社会資本整備重点計画における目標(H19)
旅客施設 <sup>(1)</sup>	段差の解消	49%	7割強
	視覚障害者誘導用ブロック	80%	8割強
道路 <sup>(2)</sup>	段差の改善、幅員の確保、視覚障害者用ブロックの設置等	31%	約5割
建築物 <sup>(3)</sup>	手すり、広い廊下の確保等	3割	約4割
住宅	手すり、広い廊下の確保等	3.4% <sup>(4)</sup>	約1割

注

(1)平均利用者数5,000人/日以上旅客施設(例:鉄軌道駅、バスターミナル等)

(2)(1)の周辺等の主な道路

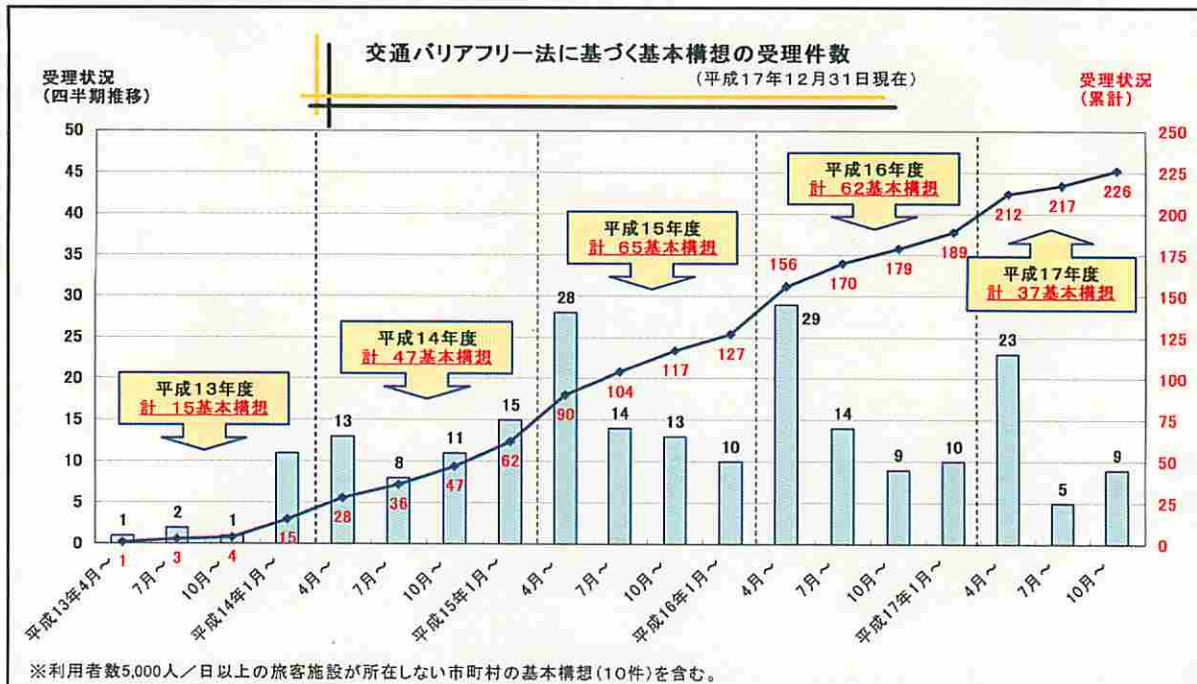
(3)不特定多数の者等が利用する一定の建築物(例:病院、劇場、ホテル等)

(4)H15の実績(住宅・土地統計調査による。)

## 公共交通機関における車両等のバリアフリー化の割合

	現状(H16)	移動円滑化基本方針における目標(H22)
鉄軌道車両	28%	30%
ノンステップバス	12%	20-25%
旅客船	7%	50%
航空機	41%	40%

## 交通バリアフリー法に基づく基本構想の受理件数の推移





# 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)の概要 (H6.9施行、H15.4改正法施行)

## 1. 特別特定建築物の新築時等の基準適合義務

特別特定建築物について一定規模以上の新築等を行う者は、バリアフリーに関する基準(利用円滑化基準)に適合させなければならない。

### 【特別特定建築物】

- ・不特定かつ多数の者が利用する百貨店、劇場、ホテル等
- ・主として高齢者、身体障害者等が利用する老人ホーム等

### 【一定規模以上の新築等】

建築工事をする床面積の合計が2,000㎡以上となる新築、増築等

\*特別特定建築物を維持保全する者も同様に適合させなければならない。

\*対象とする建築物の用途、規模や利用円滑化基準の内容について、地方公共団体の条例により強化可能

## 2. 特定建築物の新築時等の基準適合努力義務

以下の要件に該当する者は、利用円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう務めなければならない。

- ①特定建築物(多数の者が利用する学校、事務所等)の建築等を行う者
- ②特定建築物の出入口、廊下、階段、便所等の修繕又は模様替を行う者

## 3. 誘導基準に適合する特定建築物の新築等の計画認定と特例措置

国が定めるバリアフリーに関する誘導すべき基準(利用円滑化誘導基準)を満たす特定建築物の新築等をしようとする者は、所管行政庁による計画の認定を受けることにより、一定の特例措置を受けることができる。

### ○計画認定を受けた建築物に対する特例等

- ・容積率の特例
- ・認定マークの表示

### ○関連する支援制度

- ・税制：所得税・法人税の割増償却(10%，5年間)
- ・低利融資(日本政策投資銀行等)
- ・補助制度(人にやさしいまちづくり事業)

# 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の基本的枠組み

## 基本方針（主務大臣）

- ・ 移動円滑化の意義及び目標
- ・ 移動円滑化のために公共交通事業者が講ずべき措置に関する基本的事項等
- ・ 市町村が作成する基本構想の指針

## 公共交通事業者が講ずべき措置

### 新設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の義務

#### （旅客施設を新設する際の基準適合義務）

- ・ エレベーター、エスカレーターの設置
- ・ 誘導警告ブロックの敷設
- ・ トイレを設置する場合の身体障害者用トイレの設置 等

#### （車両を導入する際の基準適合義務）

- ・ 鉄道車両の車椅子スペースの確保
- ・ 鉄道車両の視覚案内情報装置の設置
- ・ 低床バスの導入
- ・ 航空機座席の可動式肘掛けの装着 等

### 既設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の努力義務

## 重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

### 基本構想（市町村）

- ・ 駅等の旅客施設及びその周辺の地区を重点的に整備すべき地区として指定
- ・ 旅客施設、道路、駅前広場等について、移動円滑化のための事業に関する基本的事項 等

#### 公共交通特定事業

- ・ 公共交通事業者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

#### 道路特定事業

- ・ 道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

#### 交通安全特定事業

- ・ 都道府県公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

#### その他の事業

- ・ 駅前広場、通路等一般交通の用に供する施設について必要な措置
- ・ 駐車場、公園等の整備等

### 支援措置

- ・ 各種補助金の交付
- ・ 地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例
- ・ 固定資産税等課税の特例

# 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の 基本的枠組み

## 基本方針（主務大臣）

- ・ 移動等の円滑化の意義及び目標
- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ・ 市町村が作成する基本構想の指針

## 基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務  
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・ 旅客施設及び車両等
- ・ 一定の道路（努力義務はすべての道路）
- ・ 一定の路外駐車場
- ・ 都市公園の一定の公園施設（園路等）
- ・ 特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務  
（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

## 重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

### 住民等による基本構想の作成提案

#### 基本構想（市町村）

- ・ 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・ 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載

協議

#### 協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

#### 事業の実施

- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- ・ 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

#### 支援措置

- ・ 公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・ 認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例

#### 移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度